

会長選挙規程

一般社団法人 日本統計学会

(目的)

第1条 一般社団法人日本統計学会の会長の選挙について定める。

(会長候補者の推薦)

第2条 会長は、正会員及び名誉会員から新会長候補者の推薦を求める。
推薦者は、同一の候補者を複数の会員が連名で推薦することができる。
推薦者は、推薦者の署名捺印、推薦理由書、候補者の履歴書及び業績一覧を事務局へ提出する。
推薦書は、所定の書式により作成する。

(会長候補者の選出)

第3条 新会長候補者は被選代議員会によって選出される。

- 2 被選代議員会は、会長により招集される。
- 3 選出時の選挙管理委員は、理事の中から会長が選任する。
- 4 投票の際には、参考資料として最近5代の会長氏名を就任年順に示す。投票にあたって、できる限り統計学の種々の分野から会長が選出されるように配慮する。
- 5 新会長候補者の被選出権者は、正会員または名誉会員とする。ただし、再任は認められない。
- 6 新会長候補者の選出権者は、同被選代議員会に出席した被選代議員とする。
- 7 投票は、単記無記名により行う。ただし、第2条において推薦された者を考慮する。
- 8 過半数の得票者が出た場合に候補者として選出したものとする。
- 9 投票を2回繰り返した時点で過半数の得票者が出ない場合は、3回目の投票以降、前回の投票で得票の多い順に累積得票数が半数を超える最小の数の者を候補者とし、この候補者に限定した再投票を行う。第1位の得票者が過半数を得るまでこの手続きによる再投票を繰り返すものとする。
- 10 投票の過程で同点者が複数生じて、同じ状況が2回繰り返した場合は、同点者の中から、それよりも上位にある候補者の票と選ばれた同点者の票を加えた者が投票総数の過半数以上になるような人数を、くじ引きで選び、次の投票に進む。
- 11 前項までの方法で新会長候補者が推薦出来ない場合は、改めて被選代議員会で検討し推薦する候補者を選出する。
- 12 会長は、候補者として選出された本人の了解を得る。
- 13 候補者として選出された者は、特別な事由がある場合、辞退を申し出ることができる。

- 14 前項により新会長候補者が推薦出来ない場合は、改めて被選代議員会で検討し推薦する候補者を選出する。

(選挙管理委員会)

- 第4条 会長は、新会長の選挙を公正かつ円滑に推進するため、改選年度の11月までに選挙管理委員会の委員として、正会員または名誉会員の中から2名以上を委嘱する。ただし、理事及び監事は除く。代議員選挙の選挙管理委員と同じ者でもよい。
- 2 選挙管理委員会は、投票期間と開票日を決定する。開票日は原則、投票締切日の翌日とする。
 - 3 選挙管理委員会は、選挙管理委員名での選挙実施通知書、投票用紙及び投票用紙封入用の封筒を会員宛に送付する。選挙実施通知書には投票期間を明記する。
 - 4 選挙管理委員会は、投票用紙の管理を行う。
 - 5 選挙管理委員会は、選挙の結果を速やかに会長に報告する。
 - 6 選挙管理委員会は、当選者の確定後直ちに、会長と連名で本人に当選の告知を行う。
 - 7 選挙管理委員会は、会員に対し選挙結果を告知するため、会報やホームページに当選者を掲載する。
 - 8 選挙管理委員会の責務は、社員総会の1カ月前までにすべて完了する。

(選挙権)

- 第5条 選挙権者は、投票用紙送付時において、本会の正会員または名誉会員でなければならない。

(選挙方法)

- 第6条 第3条により推薦された新会長候補者に対する選挙を行う。
- 2 投票期間は投票用紙発送から約1ヵ月間とする。
 - 3 投票は、無記名、賛否に○を記すものとし、記名投票は無効とする。
 - 4 無効票の判断は、選挙管理委員会が行う。
 - 5 選挙管理委員会は、半数を超える賛成があった場合に当選者を被選会長として確定する。
 - 6 半数を超えない場合は、会長候補者の選出から選挙をやり直す。

(新会長の選任)

- 第7条 新理事は、初回理事会において、第6条により被選会長として当選した者を新会長として選定する。

付則

1. 本規程は平成23年4月1日より施行する。
2. 本改定版は平成25年3月3日より施行する。
3. 本改定版は令和5年3月3日より施行する。